

令和2年(2020年)三条市議会第7回定例会提出議案概要

議第 1 号 三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 2 号 三条市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 令和3年1月1日

議第 3 号 三条市手数料条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は建築物の高さの特例許可の事務に係る手数料を定めるため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 4 号 三条市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定において文言の整理が行われたことから、必要な改正を行うもの

【改正する条例】

三条市督促手数料及び延滞金徴収条例

三条市私債権管理条例

三条市下水道事業受益者負担に関する条例

施行期日 令和3年1月1日

議第 5 号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、必要な改

正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 6 号 三条市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議第 7 号 三条市地域いきいきセンター条例の廃止等について

地域における集いの場の充実及び介護予防事業の拡充に伴い、三条市地域いきいきセンターの設置目的である高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ること等の機能が充足されていることを踏まえ、同センターを廃止するとともに同センターを中心に実施してきた生きがい活動支援通所事業を廃止するもの

【廃止する条例】

三条市地域いきいきセンター条例

【改正する条例】

三条市老人福祉センター条例

施行期日 令和3年4月1日

議第 8 号 三条市総合福祉センターの指定管理者の指定について

三条市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人三条市社会福祉協議会を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 9 号 すまいるランド及びあそぼっての指定管理者の指定について

すまいるランド及びあそぼっての指定管理者として、特定非営利活動法人三条おやこ劇場を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 10 号 三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者の指定について
三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者として、社会福祉法人さかえ福祉会を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 11 号 三条市大崎会館及び三条市大崎会館分館の指定管理者の指定について
三条市大崎会館及び三条市大崎会館分館の指定管理者として、大崎会館管理運営協議会を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 12 号 三条市職業訓練施設の指定管理者の指定について
三条市職業訓練施設の指定管理者として、職業訓練法人三条職業訓練協会を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 13 号 八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者の指定について
八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者として、株式会社下田郷開発を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 14 号 八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者の指定について
八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者として、八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 15 号 塩野渚多目的集会施設の指定管理者の指定について
塩野渚多目的集会施設の指定管理者として、塩野渚多目的集会施設管理組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 16 号 三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者の指定について
三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者として、株式会社テレコムベイス
スを指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 17 号 三条市農業体験学習施設の指定管理者の指定について
三条市農業体験学習施設の指定管理者として、よつてげ邸管理組合を指定す
るもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 18 号 労働安全衛生推進施設の指定管理者の指定について
労働安全衛生推進施設の指定管理者として、労働安全衛生推進施設利用組合
を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 19 号 とたにコミュニティセンターの指定管理者の指定について
とたにコミュニティセンターの指定管理者として、とたにコミュニティセン
ター管理組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 20 号 曲谷多目的研修交流施設の指定管理者の指定について
曲谷多目的研修交流施設の指定管理者として、曲谷多目的研修交流施設管理
組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 21 号 名下多目的集会施設の指定管理者の指定について
名下多目的集会施設の指定管理者として、地縁団体名下を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 22 号 保内公園の指定管理者の指定について

保内公園の指定管理者として、保内緑の里管理組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 23 号 中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者の指定について

中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者として、中浦ヒメサユリ森林公園管理組合を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 24 号 三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里の指定管理者の指定について

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里の指定管理者として、ツクール・ド・さんじょうを指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 25 号 三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園の指定管理者の指定について

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園の指定管理者として、さんじょう自然学校を指定するもの

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第 26 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

| | | | |
|------|------|---------|------------|
| 認定路線 | 11路線 | 延長 | 3,729.6m |
| 変更路線 | 2路線 | 延長（減少分） | △ 721.4m |
| 廃止路線 | 2路線 | 延長 | △ 3,223.9m |

議第 27 号 動産の取得について

| | |
|-------|------------------|
| 動産名 | 学校用プロジェクタ |
| 動産の規格 | 超短焦点デスクトッププロジェクタ |
| 取得数量 | 140台 |
| 取得金額 | 20,867,000円 |
| 契約者 | 三条市仲之町1番7号 |

有限会社ノジマ事務機
代表取締役 馬 場 俊 二

議第 28 号 令和2年度三条市一般会計補正予算
補正額 321,488千円
補正後の額 64,683,195千円

議第 29 号 令和2年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算
補正額 123,598千円
補正後の額 8,705,351千円

議第 30 号 令和2年度三条市介護保険事業特別会計補正予算
補正額 2,313千円
補正後の額 10,433,706千円

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員村田洋子、山田・子、目黒正雄、中村哲夫及び佐藤道春は、令和3年3月31日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦したいので議会の意見を求めるもの

| | |
|-------|---------|
| 推薦する者 | 村 田 洋 子 |
| 〃 | 山 田 ・ 子 |
| 〃 | 目 黒 正 雄 |
| 〃 | 中 村 哲 夫 |
| 〃 | 佐 藤 道 春 |
| 委員の任期 | 3年 |

令和2年度12月補正予算の概要

1 概要

12月の補正予算は、国等の補助金を活用し、修学旅行の延期等に伴うキャンセル料の負担や、社会福祉法人が行う介護施設の開設準備に対する補助を行うほか、ふるさと三条応援寄附金の増に伴う報償品購入費等の増額などについて、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

| | | |
|--------------------|---------------|----------------|
| 補正前の額：64,361,707千円 | 補正額：321,488千円 | 計：64,683,195千円 |
|--------------------|---------------|----------------|

| 歳入の補正 | | 歳出の補正 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 地方交付税 | 131,280 | 総務費 | 284,687 |
| 国庫支出金 | 12,382 | 民生費 | 23,810 |
| 県支出金 | 22,653 | 教育費 | 12,991 |
| 寄附金 | 155,173 | | |
| 計 | 321,488 | 計 | 321,488 |

(2) 補正予算の主な事業

① ふるさと三条応援寄附金推進事業費（税務課） 123,267千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金の増が見込まれることから、寄附者へ贈呈する返礼品の購入費及びふるさと納税サイトの利用等に係る経費を増額する。

【補正の内訳】

| | |
|--------|----------|
| 報償品購入費 | 96,336千円 |
| 手数料 | 26,931千円 |

② 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課） 6,347千円

【事業内容】

国の補助金を活用し、令和元年5月の戸籍法改正に係る戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に対応するため、戸籍システムの改修を行う。

【補正の内訳】

| | |
|--------------|---------|
| 業務システム開発等委託料 | 6,347千円 |
|--------------|---------|

③ 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課） 22,653 千円

【事業内容】

県の補助金を活用し、地域密着型サービス施設の開設準備に係る経費を補助する。

【補正の内訳】

介護基盤整備事業費補助金 22,653 千円

④〔事務局費〕一般経費（小中一貫教育推進課） 9,452 千円

【事業内容】

国の補助金を活用し、保護者の負担軽減を図るため、修学旅行の延期又は中止に伴い発生したキャンセル料を負担する。

【補正の内訳】

修学旅行キャンセル料等負担金 9,452 千円

3 特別会計補正予算

(1) 国民健康保険事業特別会計

補正前の額：8,581,753 千円 補正額：123,598 千円 計：8,705,351 千円

【事業内容】

令和元年度の療養給付実績等による県交付金の償還金及び令和元年度決算に伴う剰余金等の国民健康保険事業財政調整基金への積立金を措置する。

【補正の内訳】

国民健康保険事業財政調整基金積立金 100,760 千円
償還金 22,838 千円

(2) 介護保険事業特別会計

補正前の額：10,431,393 千円 補正額：2,313 千円 計：10,433,706 千円

【事業内容】

令和3年4月の介護保険制度改正等に対応するため、介護保険システムの改修を行う。

【補正の内訳】

業務システム開発等委託料 2,313 千円